

最高裁秘書第2390号

令和8年7月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和8年2月3日付け（同月6日受付、第070353号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
 - (1) 令和7年度開催の判事任官者研究会の配付資料の目次
 - (2) 公職選挙法違反事件の統計報告（令和7年分）
- 2 開示しないこととした理由
 - (1) 1の(1)の文書は、廃棄済みである。
 - (2) 1の(2)の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）